

令和6年度市区町村別成年後見等申立件数一覧表(管内別・類型別) 1)

さいたま家庭裁判所

裁判所	本人の住所 2)		法定後見				任意後見
			法定後見合計	後見	保佐	補助	
さいたま家裁（管内含む）合計			1, 634	1, 325	242	67	34
(うち親族)			1, 189	932	199	58	30
本庁	本庁合計		714	585	96	33	16
	(うち親族)		536	422	86	28	14
	さいたま市		300	244	38	18	9
	(うち親族)		212	162	34	16	8
	蕨市		19	16	2	1	0
	(うち親族)		13	10	2	1	0
	戸田市		14	8	6	0	0
	(うち親族)		11	5	6	0	0
	志木市		17	15	1	1	0
	(うち親族)		13	11	1	1	0
	和光市		28	22	4	2	2
	(うち親族)		19	15	3	1	2
	新座市		31	26	3	2	0
	(うち親族)		24	21	2	1	0
	川口市		152	120	25	7	2
	(うち親族)		130	99	25	6	2
	鴻巣市		22	19	3	0	0
	(うち親族)		18	15	3	0	0
	上尾市		40	34	4	2	1
	(うち親族)		32	27	3	2	1
	北本市		15	13	2	0	1
	(うち親族)		10	8	2	0	1
	蓮田市		13	12	1	0	0
	(うち親族)		11	10	1	0	0
	朝霞市		33	29	4	0	1
	(うち親族)		21	18	3	0	0
	桶川市		11	9	2	0	0
	(うち親族)		7	7	0	0	0
	北足立郡伊奈町		1	1	0	0	0
	(うち親族)		1	1	0	0	0
	その他 3)		18	17	1	0	0
	(うち親族)		14	13	1	0	0

1) 令和6年1月1日から令和6年12月31日時点でさいたま家庭裁判所本庁で成年後見等の申立てがなされている事件について調査した自庁統計に基づく概数であり、今後の集計整理により異同訂正が生じることがある。

2) 成年被後見人等である本人が実際に住んでいる場所（施設、病院を含む）を基準としているため、本人の住民票上の住所と一致するとは限らない。

3) 本人の住所地が管轄外である場合は「その他」に計上している。このため、「その他」には埼玉県外の住所地である場合のほか、埼玉県内の他庁が管轄する住所地である場合も含む。